定款施行規則

一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第 48 条の規定に基づき、定款を実施するため定款施行規則を次のとおり定める。

第１章　支　部

（支部）

第１条　定款第 2 条第 2 項及び第 3 条に規定する本会の運営を円滑にするため、次の支部を置く。

⑴　盛岡支部（盛岡市・八幡平市・滝沢市・紫波町・矢巾町・雫石町・岩手町・葛巻町）
⑵　花巻支部（花巻市・遠野市）
⑶　北上支部（北上市・西和賀町）
⑷　奥州支部（奥州市・金ヶ崎町）
⑸　一関支部（一関市・平泉町）
⑹　気仙支部（大船渡市・陸前高田市・住田町）
⑺　沿岸支部（宮古市・釜石市・大槌町・岩泉町・山田町）
⑻　久慈支部（久慈市・洋野町・野田村・普代村・田野畑村）
⑼　二戸支部（二戸市・一戸町・軽米町・九戸村）

2　支部運営に関する規約は、各支部ごとに定める。

第２章　入会及び入会金等

（入会手続）

第 2 条　入会申込者は、定款第 6 条の規定により、入会申込書（様式第 1 号）に免許申請書及びそれに附随した添付書類の写しを各 1 部添え、事務所の所在地を所轄する支部長へ提出するものとする。

2　当該支部長は、入会審査基準により審査を行い、会長に進達するものとする。

（入会金及び会費）

第 3 条　定款第 7 条及び第 8 条に規定する入会金及び会費の金額は、次のとおりとする。

⑴　入会金　正会員　600,000 円
　　準会員　350,000 円
⑵　会　費　正会員　37,000 円
　　準会員（大臣免許の場合）37,000 円
　　（知事免許の場合）30,000 円

ただし、平成 22 年 5 月 25 日以降に入会する会員にあっては、次のとおりとする。

①　入会時は免除する。
②　正会員にあっては、入会の次年度から 10 年間は 47,000 円とする。

（入会金及び会費に関する特例）

第 4 条　定款第 7 条及び第 8 条の規定に拘らず、次の各号に該当するときは入会金及び当該年度の会費は免除する。

⑴　個人会員が、廃業と同時に法人の代表者として当該法人が入会する場合、又は法人会員が廃業と同時に当該法人の代表者が個人会員として入会する場合
⑵　個人会員が死亡し、6 か月以内に配偶者又は 3 親等以内の血族とその配偶者が個人会員として入会する場合
⑶　会員が、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する免許換えに該当する場合

⑷　法人会員である者同士が、合併等により、吸収される法人の事務所を存続する法人の事務所とする場合

（会費の納入）

第5条　毎年4月1日に会員資格を有する会員（準会員を含む）は、毎年度の会費を当該年度の6月30日までに納付しなければならない。会費は、年度途中の退会であっても返金しない。

2　指導綱紀委員会の議決によって、権利の一時停止の処分を受けた場合においても、その期間中の会費は納入しなければならない。

（支部運営交付金）

第6条　支部運営のため次のとおり支部運営交付金を交付する。

⑴　基本交付金　200,000円

⑵　会員割交付金　4月1日現在会員1名につき10,000円

2　単年度の事業活動収入が事業活動支出を上回った支部には、前項に定める運営交付金の翌年度の支給に際し、同収支差額を精算のうえ残額を交付するものとする。

（所在地、氏名等及び所属支部の変更届）

第7条　会員は、所在地、商号、代表者氏名及び所属支部を変更したときは、30日以内に所属支部を経て本会に届出なければならない。

第３章　役　員

（理事の選出基準）

第8条　定款第23条第1項に規定する理事の選出基準は、次のとおりとする。

⑴　支部所属正会員数は、理事改選年度の4月1日現在を基準とする。

⑵　支部選出の理事の員数は、次の算式による。

$$\text{支部選出の理事の員数} = \frac{\text{支部所属正会員数}}{\text{総正会員数} \div \text{理事の員数}}$$

なお、整数に満たない支部は1人とする。ただし、端数処理は、理事の員数により数値の多い順位とする。

⑶　理事数は、次回改選まで増減しないものとする。

2　支部長は、支部幹事等の中から理事候補者を選出し、所属支部の推薦を得て、総会開催の20日前までに理事候補者推薦届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

3　会長は、届出された理事候補者を総会に提案し、承認を受けなければならない。

（監事の選出）

第9条　定款第23条第1項に規定する監事の選出は、次のとおりとする。

⑴　監事改選年度の4月1日現在の所属支部正会員数が多い2支部よりそれぞれ1名ずつ選出し、総会で承認を受けなければならない。

⑵　員外監事については、会長が指名し、総会で承認を受けなければならない。

2　前条第2項の規定は、監事の選出においても準用するものとする。

（会長、副会長、専務理事及び常務理事の選出）

第10条　定款第23条第2項に規定する会長、副会長、専務理事及び常務理事の選出は、次のとおりとする。

⑴　会長の選出については、会長選挙規程によって選出するものとし、その職に連続して4期（一の任期における在任期間が2年に満たない場合もこれを1期とする。）を超えて在任しないものとする。

⑵　副会長の選出については、理事会に出席した理事の自薦又は他薦によって選出するものとする。

⑶　専務理事及び常務理事は、理事の中から会長が指名し理事会の承認を得るものとする。

第４章　会　議

（正副会長会）

第 11 条　正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成し、会務を処理する。

2　会長は、会務の処理上必要と認めたときは、関係理事等を出席させて意見を求めることができる。

3　正副会長会は、毎月初旬に開催するものとする。

（常務理事会）

第 12 条　常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会の業務を処理する。

第５章　委員会

（専門委員会）

第 13 条　本会の目的達成及び定款第 4 条の事業を行うために、専門委員会を置くものとする。

2　専門委員会の設置、組織及び運営に関する事項は、理事会の承認を得るものとする。

3　専門委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員会に分担された業務を協議処理するため、委員長が必要と認めたとき随時招集する。

4　委員の任期は、定款第 26 条の規定を準用する。

（委員長、副委員長及び委員の選任）

第 14 条　委員長、副委員長及び委員は、理事又は会員の代表者若しくは会員の役員の中から会長が指名し、理事会の承認を得て選任する。

（専門委員会の種類及び業務分担）

第 15 条　専門委員会の種類は次のとおりとし、それぞれの業務を分担する。

⑴　総務財務委員会

① 定款及び諸規程に関する事項
② 庶務に関する事項
③ 関係官庁、全宅連等との連絡に関する事項
④ 会員の表彰に関する事項
⑤ 会議に関する事項
⑥ 支部組織の強化育成に関する事項
⑦ 会員の福利厚生に関する事項
⑧ 不動産会館の管理運営に関する事項
⑨ 入会審査業務に関する事項
⑩ 職員及び事務局に関する事項
⑪ 予算及び決算に関する事項
⑫ 会費等の徴収、寄附金の収納及び支払いに関する事項
⑬ 資金調達及び運用に関する事項
⑭ 財産の管理に関する事項
⑮ 会計処理に関する事項
⑯ 上記の外他の主管に属さない事項

⑵　研修委員会

① 不動産関係法令の制定及び改正の情報と資料の収集並びに周知普及に関する事項
② 会員の資質向上のための講習会、研修会及び講演会等の開催に関する事項
③ 宅地建物取引士法定講習会の実施に関する事項

⑶　広報流通委員会

① 会報の発行に関する事項
② 会員の知識の普及に関する出版物の刊行配付に関する事項
③ 会務の対外的宣伝に関する事項
④ 取引上の事故防止のための啓蒙及び PR に関する事項
⑤ 公益財団法人東日本不動産流通機構に関する事項
⑥ 不動産流通の調査、研究、推進に関する事項
⑦ 不動産フェア等及びハトマークサイトに関する事項

⑷ 相談業務委員会
① 会員相互間の紛争調停に関する事項
② 会員の行為に対する内外の苦情の処理に関する事項
③ 宅地建物の売買及び貸借等の相談に関する事項
④ 不動産無料相談所の運営に関する事項

⑸ 指導綱紀委員会
① 会員に対する業務及び広告の指導に関する事項
② 会員の法令等違反行為の防止に関する事項
③ 無免許営業の排除に関する事項
④ 不動産取引事犯の防止に関する事項
⑤ 会員の懲罰に関する事項

⑹ 公益政策委員会
① 不動産関係政策の諸問題への対応等に関する事項
② 不動産税制の諸問題への対応等に関する事項
③ 国土交通省東北地方整備局への代替地業務の協力に関する事項
④ 県及び市町村の行政機関等への代替地業務の協力に関する事項
⑤ 賃貸借不動産の流通の活性化と関係法令等の周知に関する事項
⑥ 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の周知と加入促進に関する事項
⑦ その他賃貸借不動産の諸問題に関する事項
⑧ 公益法人制度改革に関する事項
⑨ 公益事業の支援及び調査・研究に関する事項

（特別委員会）

第 16 条 会長は、会務の処理上必要と認めたときは、理事会の承認を得て臨時に特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の構成については、第 14 条を準用する。

3 委員の任期は、委員会に付託された業務が完結したときまでとする。

第６章 懲 罰

（懲罰基準）

第 17 条 定款第 10 条の規定にない場合でも、禁固刑（懲役刑の執行猶予の場合でも同じ）以上の刑に処せられたときは、懲罰の対象となる。

（懲罰の種類）

第 18 条 懲罰の種類は、次のとおりとする。

⑴ 戒 告
⑵ 権利の一時停止
⑶ 退会勧告
⑷ 除 名

（懲罰の手続き）

第 19 条 会員が、定款第 10 条に該当する事故が発生した場合は、管轄する支部長は速や

かに会長に通知しなければならない。
2　会長は、前項の通知を受けたときは、指導綱紀委員会に懲罰の是非を付議しなければならない。
3　指導綱紀委員会は、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。
4　会長は、指導綱紀委員会において懲罰の決議があったときは、本人にその旨を通知しなければならない。
5　当該会員の異議の申立ては、通知を受けた日より 14 日以内とする。
　ただし、事実の誤認又は議決を覆すに足る新しい事実の発生があった場合に限り、会長に再審査請求することができる。
6　会長は、再審査の申立てを受理したときは、理事会に付議し再審査をしなければならない。
7　除名が決定した場合は、当該会員について、会員、関係官庁及び県民に広告しなければならない。

（被懲罰者の再入会）

第 20 条　定款第 10 条に該当した被懲罰者が、行政当局より復権を認められ本会に入会申込み又はそれに準ずる場合は、理事会の承認を得て再入会することができる。

第７章　不動産無料相談所

（不動産無料相談所の設置）

第 21 条　公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会相談業務運営規定第 2 条第 2 項の規定により、本会に不動産無料相談所を設置する。
2　不動産無料相談所の運営については、岩手県不動産無料相談所運営規程により運営する。

第８章　事務局

（事務局の設置）

第 22 条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局に、事務局長及び職員を置く。
3　事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4　事務局長は、事務局の事務を掌握し職員を指揮監督する。
5　事務局長及び職員は、事務局就業規則及び経理規程を遵守し、責任をもって本会の事務を処理する。

第９章　その他

（印章の取扱）

第 23 条　本会で使用する印章の管理等については、印章取扱規程によるものとする。

（旅費及び日当の支給）

第 24 条　役員及び各委員会の委員等が、出張及び会務に従事する場合並びに職員が出張する場合における旅費及び日当については、旅費日当支給規程により支給する。

（表彰）

第 25 条　会長は、表彰規程により、表彰することができる。

（警告）

第 26 条　役員及び委員が、会議に無届けで 3 回以上連続して欠席した場合は、本人及びその所属支部に対し警告を発するものとする。

（補則）

第 27 条　この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（諸規程の制定）

第 28 条　定款第 48 条に規定する諸規程は、次のとおり定める。
⑴ 慶弔見舞金規程
⑵ 指導綱紀委員会規程
⑶ 旅費日当支給規程
⑷ 経理規程
⑸ 事務局就業規則
⑹ 給与規程
⑺ 表彰規程
⑻ 特定資産積立金施行規程
⑼ 岩手県不動産会館管理運用規程
⑽ 情報公開規程
⑾ 文書管理規程
⑿ 個人情報保護規程
⒀ 会長選挙規程
⒁ 印章取扱規程
⒂ 岩手県不動産無料相談所運営規程
⒃ 倫理規程
⒄ 特定個人情報保護規程

附則
1　この規則は、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。
（注　設立登記日：平成 25 年 4 月 1 日）
附則
1　この規則は、平成 26 年 5 月 1 日一部改正し、同日から施行する。（第 1 条）
附則
1　この規則は、平成 27 年 1 月 29 日一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（第 28 条）
附則
1　この規則は、平成 27 年 3 月 30 日一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（第 15 条）
附則
1　この規則は、平成 27 年 11 月 20 日一部改正し、同日から施行する。（第 28 条）
附則
1　この規則の様式は、令和元年 5 月 8 日一部改正し、同日から施行する。
（様式第 2 号）
附則
1　この規則は、令和 2 年 1 月 30 日一部改正し、同年 2 月 1 日から施行する。
（第 3 条、第 6 条）
附則
1　この規則は、令和 3 年 1 月 25 日一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（第 6 条）
附則
1　この規則は、令和 3 年 12 月 8 日一部改正し、令和 4 年度役員改選から施行する。
（第 15 条）
2　この規則の様式は、令和 3 年 12 月 8 日一部改正し、同日から施行する。
（様式第 1 号、様式第 2 号）

附則
１　この規則は、令和 6 年 3 月 26 日一部改正し、同日施行する。（第 8 条第 2 項）
附則
1　この規則は、令和 7 年 1 月 30 日一部改正し、同日から施行する。ただし、改正後の第 14 条の規定は、令和 6 年 6 月 10 日から適用する。（第 10 条⑴、第 14 条）